

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、満濃町土地改良区が土地改良事業（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（かんがい排水事業）真野地区）を行うことについて平成21年4月14日適当と決定した。

その関係書類をまんのう町土地改良課において平成21年4月28日から同年5月18日まで縦覧に供する。

平成21年4月21日

香川県知事 真 鍋 武 紀